

新潟市立新通つばさ小学校

# いじめ等防止の基本方針

令和2年 4月 1日策定  
令和7年 7月 1日改訂  
令和8年 4月 1日改訂  
令和8年 8月 1日改訂

## 【新潟市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第(二)条において次のように規定されており、この定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義により、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめ等と判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

※「いじめ等」であるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

※「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、児童がかかわっている仲間や集団など、何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的」とは、直接的にかかわるものではないが、冷やかしやからかい、集団による無視等、心理的に圧迫し、相手に苦痛を与えるものを指す。

※「物理的」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかたり隠したりすることなども意味する。

※行為を受けていても本人がいじめ等を否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努める。

### (2) 本校の基本的な考え方

いじめ等とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」である。「いじめ等は、どの子にも、どの学級・学年でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が未然防止に努めるものとする。また、個々の行為が「いじめ等」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

上記の考え方のもと、本校では、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ等の防止・いじめ等の早期発見・早期対応を、児童・教職員・学校関係者・保護者・地域が一丸となって取り組むべき重要な課題と受け止めていくものとする。

いじめ等をなくするため、まず日ごろから、教師が児童と積極的にかかわり、よりよい関係を築くこと、児童一人一人の存在感を確かにする学年・学級をつくることに努め、児童がいきいきとした学校生活を送れるようにしていく。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていくものとする。これらを具現化するために、ここに「新潟市立新通つばさ小学校いじめ等防止等基本方針」を策定する。

## 2 いじめ等の未然防止のための取組

分かる授業・できる授業や、児童一人一人を生かし、成長を促す教育活動の展開と充実を図る。そのために、互いに認め合い、支え合い、高め合う雰囲気づくりを学校全体で取り組む。また、学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめ等は絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめ等を生まない学校づくりに努める。

### (1) 居心地のいい雰囲気づくりに努める ～児童の「心理的安全性」を形成し、高める～

#### ①あいさつ運動

- －「廊下でこんにちは」を合い言葉にして、あいさつの輪を広げる。児童に言葉を掛けたり、児童に笑顔で接したりほめたりして、児童理解に努めるとともに、児童の自己肯定感と自己有用感を高める。

#### ②規範意識を醸成するための取組

- －毎月の生活指導に、規範意識を醸成し、高めるための指導を位置付ける。同一步調で、全校児童を全職員で機を逃さずに指導することや、AARサイクルを機能させた「ほめる指導」を心掛ける。

#### ③やさしい言葉づかい運動

- －「さん」を付けた呼び方、敬語の正しいつかい方、相手を傷付ける言葉撲滅等の指導内容を学校生活目標として掲げ、全校体制で指導する。

#### ④人権教育、同和教育の推進

- －年間1回以上、「生きる」の題材を用いた授業実践を、学年でそろえて行う。
- －児童一人一人に「人間の尊厳性」を理解させ、「人間尊重」の気持ちを育成し、正しい人権感覚を育てるための校内研修会を実施する。

#### ⑤いじめ等の未然防止と早期発見のための知識や問題解決の方法の習得

- －「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省 2021(令和3)年）と「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」（新潟市 2023(令和5年)）を用いて、性被害と性加害、および、いじめ等に対する児童の正しい理解を進める。
- －児童が「いじめ等とは何か」「なぜいけないのか」のほか、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための知識を習得したり、適切な対処方法を知り、問題解決の方法を考えたりできるよう授業の時間を展開する。

## **(2) 児童一人一人の自己肯定感と自己有用感を育み、高める教育活動を推進する ～生徒指導と授業の一体化～**

### **①一人一人が活躍できる学習活動・特別活動**

- －「分かる」授業、「認められる」授業を中核にして、以下の教育活動を推進する。
  - ・生徒指導の4機能〔自己存在感の感受〕〔共感的な人間関係の育成〕〔自己決定の場の提供〕〔安全・安心な風土の醸成〕を生かした授業づくりと特別活動の展開、そして学級経営
  - ・児童の「コミュニケーションをする力」と「自己調整をする力」を育む授業づくりと特別活動の展開、そして学級経営
  - ・児童の「心理的安全性」を高める教育活動の積極展開(ルール(秩序)づくりとリレーションづくりを通して)
  - ・ユニバーサルデザイン型の授業づくり・生活づくりの推進と学習環境の整備
  - ・異学年交流の充実(縦割り班活動や隣接学年の交流の積極的展開)
  - ・児童の自治的・自発的な活動を育む委員会活動やクラブ活動を含む特別活動の充実

### **②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動**

- －学校生活目標に関連したソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを行う。
- －自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、活動を通して認められる自分が存在することを感じることで、自己肯定感や自己有用感を育み、高める。

### **③人とつながる喜びを味わう体験活動**

- －友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーションする力を育成する。
- －総合的な学習の時間や生活科のほか、学級活動および児童会活動、学校行事における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

## **3 いじめ等の早期発見・即時対応及び、その留意点**

教職員が、いじめ等に対して組織的かつ積極的に対応し、児童と共に解決を図る。

いじめ等は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。

また、「いじめ等の芽」「いじめ等の兆候」＝「いじめ」という認識をもち、早い段階から情報を提供・共有する。複数の教職員が的確に関わり、いじめ等を軽視したり隠したりすることなく、いじめ等として積極的に認知する。

### **(1) いじめ等の早期発見**

#### **①日常の子どもの観察**

- －全教職員による情報交換及び共通理解(週1回)
- －児童の欠席・遅刻の状況の把握と共通理解
  - ・1日目：欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。
  - ・2日目：児童の具体的な状況を電話等により把握する。
  - ・3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。・・・保護者(及び本人)の意向を尊重した家庭訪問
- －欠席状況の確認(年間30日以上欠席した児童は、関係文書に記入して次年度へ引き継ぐ。)

#### **②いじめ等調査等**

- －いじめ等の早期発見、いじめ等根絶に向けた取組の徹底及び成果を定期的に点検・評価するため、次のとおり調査等を実施する。
  - ・児童対象生活アンケート(学校評価に関わるアンケート)：年間2回以上
  - ・児童対象いじめアンケート(本校では「なかよしアンケート」)：年間3回以上

※児童対象いじめアンケートは、当該児童が卒業するまで、少なくとも5年間保存とする。

- ・保護者対象アンケート調査(学校評価に関わるアンケート)：年間2回以上
- ・教育相談「スマイルタイム」で、児童の思いや願いを傾聴する：年間3回以上
- ・保護者との個人懇談会：年間2回（その他、日常的に連絡を取り合い、コミュニケーションを図る。）

### ③いじめ等の相談体制

- ー児童及び保護者が、いじめ等に関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ・日常的な教育相談体制の確立（日頃から児童とのリレーションづくりを行う）
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ等相談窓口の設置(窓口：管理職・生活指導主任・養護教諭)

### ④いじめ等防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ーいじめ等防止のための対策に関する研修を実施し、いじめ等の防止に関する職員の資質向上を図る。
  - ・生活指導部による研修：年間1回
  - ・人権教育・同和教育研修：年間2回
  - ・スクールカウンセラーによる研修：年間1回（必要に応じて）
  - ・児童に関わる情報交換会：年間2回以上
  - ・児童及び保護者対象のネットトラブルに関する研修：年間1回

## **(2) いじめ等への即時対応**      **※「いじめ対応ガイドブック」(2025(令和7年)12月)を有効に活用する**

- ① いじめ等に係る相談を受けたり、発見したりした場合は、管理職にすみやかに報告するとともに、学年（部）主任を中心に情報を共有し、事実の有無の確認を行う。
  - ー相談を受けたり発見したりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
  - ー被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導し積極的に保護者へ知らせ、指導と問題解決のための協力を得る。
  - ー謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格形成や社会性の向上に主眼を置いた指導を行うことを前提とする。
  - ー全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係・専門機関と連携し、対応にあたる。
- ② いじめ等の事実が確認された場合は、管理職を中心に校内いじめ等対応ミーティングを速やかに開催し、解決に向けた手順と方針を決定するとともに、全職員での共通理解を図る。また、必ず記録を残すこととする。
- ③ その日のうちに迅速に対応し、事実関係を保護者にも伝える。必要に応じて家庭訪問する。
- ④ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護に十分留意し、以後の対応を行う。
- ⑤ いじめ等をやめさせ、その再発を防止するため、いじめ等を受けた児童・保護者に対する支援と、いじめ等を行った児童及び傍観児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ 「いじめ等を受けた児童が安心して教育を受けることができるよう、必要があると認められるときは、保護者と連携を図る。教育的配慮が必要な場合は、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑦ いじめ等の関係者間における争いを生じさせないように、いじめ等の事案に係る情報を関係保護者と共有したり、その場の提供をしたりするなど必要な措置を講ずる。

- ⑧ いじめ等が起きた場合の集団への働き掛けを適切かつ確実に行う。
- －いじめ等を見ていた児童は、いじめ等の行為について知っていたことは事実である。自分の問題として捉えさせるとともに、いじめ等を止めることができなくても、誰かに伝える勇気をもつことを指導する。
  - －はやし立てる等同調していた児童に対しては、それ自体がいじめ等に加担する行為であることを理解させる。
  - －必要に応じて、学級（学年）全体で話し合う場を設け、いじめ等は絶対許されない行為であることを理解させるとともに、いじめ等を根絶していこうという態度を育てる。
  - －いじめ等の解決とは、謝罪等の形式的なものではない。被害児童と加害児童、周りの児童との関係の修復を通じて、好ましい集団活動を取り戻し、二度と同じことを繰り返さないという意識付けができた時点で判断する。
- ⑨ 重大事態については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑩ 事後支援を継続する。「解消」したかの判断は、慎重かつ適切に行う。
- a) 加害行為が相当期間ないこと（「相当期間」とは3か月を目安とする。）
  - b) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

### **(3) 早期発見・即時対応の留意点**

- ① いじめ等問題を発見したときには、特定の教職員だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員による的確な指導・支援により、いじめ等の問題の解決にあたる。
- ② 事実の確認、及び指導は、原則として複数の学校職員で行う。確認された事実は、即時、管理職及び生活指導主任に報告する。さらに、全職員に情報を確実に共有する。
- ③ いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 学校内だけでなく関係機関やスクールカウンセラーと協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや生活指導主任、養護教諭、当該学年・学級の教員と連携を取りながら、指導を行う。

※ いじめ等には、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめ等を見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。いじめ等の問題への対処には、加害者にいじめ等をやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことが必要であることを確実に理解しておくものとする。

### **(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組**

- ① 普段から、家庭との連携を密にして、遠慮なく情報交換ができるよう、よりよい関係づくりに努める。  
また、いじめ等にかかわる啓発活動を行い、児童の家庭での人間関係や、心や行動の様子について、好ましくないと思われる変化が生じた場合、情報の提供を受け、指導に生かせるようにする。
- ② いじめ等の事案が発生した場合、学校側の指導方針やいじめ等の事案の事実と指導内容等の情報を随時伝える。さらに、必要に応じて、保護者と面談によるコンサルテーションを実施する。
- ③ 外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

- ④ 児童と保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう、教育相談センターや児童相談所、「いのちの電話」等の相談窓口の利用も検討する。

## (5) 重大事態への初期対応

### [重大事態とは]

ア いじめ等により児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

α) 自殺を企図した場合

γ) 金品等に重大な被害を被った場合

β) 身体に重大な傷害を負った場合

δ) 精神性の疾患を発症した場合

など、児童の状況に着目して判断する。

イ いじめ等により、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

ウ その他の場合

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

上記の場合、次の対応を行う。

### ○ 重大事態が発生した場合、「基本調査」と「詳細調査」を行う。

「基本調査」は学校が行う。「詳細調査」は、「新潟市教育委員会の専門委員会」または、「学校を主体とする調査委員会」のいずれかが実施するかを新潟市教育委員会が判断する。

基本調査にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ等の行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ等を生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から網羅的に調査・情報収集し、明確にする。それらを、管理職が新潟市教育委員会に速やかに報告する。

※客観的な事実関係を速やかに調査するため、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」による調査が行われる。

- ② いじめ等を受けた児童から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対して、アンケートや聴き取り調査を行う。児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめ等を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。
- ③ 質問紙調査等の実施により得られた結果については、いじめ等を受けた児童、またはその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識のもと、調査にあたる。
- ⑥ いじめ等を受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。いじめ等の早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ⑦ いじめ等を受けた児童からの聴き取りが可能な場合
- a) いじめ等を受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
  - b) いじめ等を行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ等の行為を止めさせる。
  - c) いじめ等を受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑧ いじめ等を受けた児童からの聴き取りが困難な場合
- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

## (6) インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策

- ① 児童と保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を理解し、インターネットを通じて行われるいじめ等を防止し、効果的に対処できるようにする。
- ② 児童と保護者にGIGA宣言の承諾を求めるとともに、インターネットやスマートフォン、通信型ゲーム機等の適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行う。
- ③ 「新通つばさ小学校 iPad (タブレットPC) の使い方のきまり」について、保護者に理解を求めるとともに、児童が遵守できるよう指導を展開する。
- ③ 保護者の責任、および監督下での児童のインターネット機器の利用を要請する。特に、SNSは使用年齢制限が決められていることを知らせ、その遵守と責任ある利用を求めていくものとする。
- ④ 情報モラル教育の充実を努めるため、ネット上の誹謗中傷やメールやSNSトラブル等、児童や保護者が情報ネットワークの危険性を学ぶ機会を設ける。啓発活動として、情報モラル研修会やネットトラブルに関する研修会等を行う。

## (7) 差別・偏見・先入観・固定観念などのバイアスを通じて行われるいじめ等に対する対策

「外見や服装の違い」や「性格の不一致」、「過去の経験や感情からくる固定観念」などからくる「自分たちと違う」という無意識のバイアスが、「異質なものを排除しようとする集団心理や同調圧力に結びつくことで、深刻ないじめへと発展ことを念頭に置き、以下のような具体的な指導と対策を行っていくものとする。

- ① 感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族に対する偏見・差別につながる行為は断じて許さない。偏見や差別が原因であるいじめ等（咳をしている、マスクなし、欠席している、感染拡大地域から転入してきた児童等へのいわれの無い中傷、ウィルス名を面白半分に使うなど）を見逃さない。確認された場合は、3-(2)「いじめ等の即時対応」を迅速に行う。
- ② 誰もが、感染者及び濃厚接触者になりうることから、当該者やその家族の苦しみに寄り添うことの大切さを、教育活動全体だけでなく、道徳などの授業の中でも指導を行う。
- ③ 障がいをもつ児童に対する偏見・差別につながる言動は断じて許さない。また、いわれの無い誹謗中傷やからかいを決して見逃さない。そのために、学び方や生活の仕方について、一人一人の違いがあることへの理解促進のための啓発授業、SSTへの積極的な取組、合理的配慮の意図的・計画的な実施を行いながら、全児童に対する「心のバリアフリー」に向けた、心と態度の育成を図る。障がいをもつ児童に対するいじめ等が確認された場合には、3-(2)「いじめ等の即時対応」を迅速に行う。
- ④ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知していくものとする。学校として特に配慮が必要な児童に

については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行っていくものとする。これらの児童に対するいじめ等が確認された場合は、3-(2)「いじめ等の即時対応」を迅速に行う。また、被害児童をからかいや暴力の場から速やかに遠ざけ、安心できる環境を確保するものとする。さらに、性的マイノリティであることや、当該児童及びその保護者が隠しておきたい情報に配慮し、本人の同意なく第三者に情報を漏らさないことを鉄則とする。

- ⑤ 教職員は、「男らしく（女らしく）しろ」「女の子だから」といったジェンダー・ステレオタイプに基づく言動が、いじめに発展しやすいことを理解し、発達段階に応じた適切な指導を行う。さらに教職員は、不要な二分化を行うことなく、全児童が、その子らしく学区生活を送り、適切な人間関係を築いていくことができるよう、適切な指導を継続的に行うものとする。
- ⑥ 外国にルーツをもつ児童に対しても、テレビやインターネット等の情報を基にした、根拠のない差別的な発言や人権侵害にあたる行為についても断じて許さない立場に立ち、確認された場合は、3-(2)「いじめ等の即時対応」を迅速に行う。
- ⑦ 個人情報保護の観点から、当該児童及びその保護者の伏せておきたい情報について、その意向を尊重し、秘密を守る。情報漏えいにつながる言動、書類作成の表記がないように厳重に注意するものとする。

## 4 いじめ等問題に取り組むための組織の設置

### (1) 学校内の組織

〈別記1：いじめ等への組織的な対応関係図〉 及び 〈別記2：新通つばさ小学校 不登校対策委員会までのフローチャート〉

#### ① いじめ等防止等対策委員会

- ーいじめ等防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、養護教諭、当該学年主任、学級担任による「いじめ等防止対策委員会」を随時設置し、対策を講ずる。
- ースクールカウンセラーにも適切に協力を得ながら対応していく。

#### ② 生活指導部会

- ー必要に応じて、生活指導部員、養護教諭、その他関係職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、および共通指導事項等についての話し合いを行う。

### (2) 坂井輪中学校区における組織

#### ① 中学校区いじめ防止等連絡協議会

緊密な情報交換と行動連携を通し、いじめ等の未然防止等に努め、対策等の共有を図る。管理職、生活指導主任、生徒指導主事、PTA(地域教育コーディネーターを含む)、養護教諭、民生委員、スクールカウンセラーを構成員とし、適切に協力を得ながら対応していく。

#### ② 小中生徒指導連携の会（「スクラム坂井輪」行動連携部）

坂井輪中学校1年生授業参観(情報交換会)、いじめ等の未然防止策、および事案に対する現状と成果・課題の報告、いじめ等防止策の検討、小学校6年生に関する情報交換、その他、生活・生徒指導に関する情報交換を行い、義務教育9年間を通した、いじめ等の未然防止等を展開する。

## 5 その他（留意事項）

### （1）学校評価

いじめ等を隠蔽せず、いじめ等の実態把握及びいじめ等に対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加えて、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ等の早期発見に関する取組
- ② いじめ等の再発を防止するための取組

### （2）いじめ等の心理

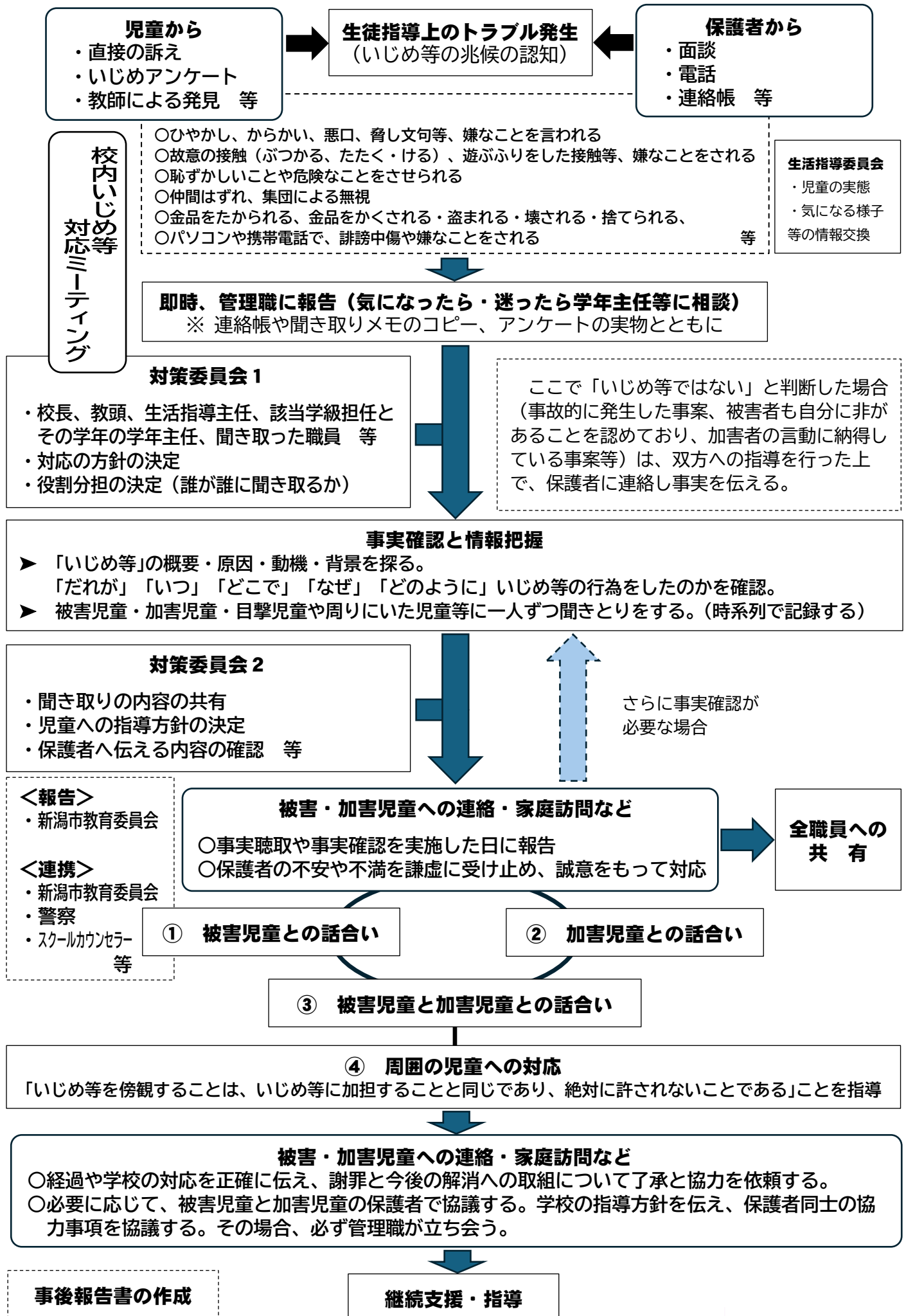
- ① 心理的ストレス：過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情：凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ いじめ等の被害者となることへの回避感情

### （3）いじめ等の構造

- ① いじめ等は、意識的かつ集合的に行われることが多い。
- ② 個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。
- ③ 加害者、被害者、観衆(はやし立てたり、おもしろがったりする側)、傍観者の存在によって成り立つ。

※ 学校・学級全体にいじめ等を許さない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめ等を抑止する「仲裁者」が現れるような学年・学級経営を行う。〔支持的風土の形成と醸成〕

## &lt;いじめ等への組織的な対応関係図&gt;



## 新通つばさ小学校 不登校対策委員会までのフローチャート

令和8年4月1日 改訂

